

## 陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部の「注意」をよく読んでください。

（例）・陳述書の「 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合は、チェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 4月24日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 三 河 浩 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 6年 5月 9日から 令和 6年 5月16日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 6年 5月23日 午前 9時30分 場 所 京都地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 6月 6日 午後 1時00分 場 所 京都地方裁判所第5民事部
特別売却 実施期間	令和 6年 5月31日 午前10時00分から 令和 6年 5月31日 午前11時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許可若しくは届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 4月24日から当庁2階の物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和5年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1, 2	3,280,000 2,624,000	一括	656,000	25,120	6,070
1	1,280,000				
2	2,000,000				
備考					



## 物 件 目 録

1 所 在 京都府城陽市市辺五島  
地 番 59番9  
地 目 宅地  
地 積 80.86平方メートル  
共有者 亡A相続財産 持分5分の3  
共有者 B 持分5分の2

2 所 在 京都府城陽市市辺五島59番地9  
家屋 番号 59番9  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 48.39平方メートル  
2階 25.92平方メートル  
共有者 亡A相続財産 持分5分の3  
共有者 B 持分5分の2



## 物 件 明 細 書

令和 6年 2月29日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 三 河 浩 二

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者らが占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 京都府城陽市市辺五島  
地 番 59番9  
地 目 宅地  
地 積 80.86平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分5分の3  
共有者 B 持分5分の2

2 所 在 京都府城陽市市辺五島59番地9  
家屋 番号 59番9  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 48.39平方メートル  
2階 25.92平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分5分の3  
共有者 B 持分5分の2



令和5年(ケ)第 104号  
令和5年12月20日受理  
令和6年 1月31日提出

# 現況調査報告書

京都地方裁判所

執行官 川 村 裕

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



## 物 件 目 録

1 所 在 京都府城陽市市辺五島  
地 番 59番9  
地 目 宅地  
地 積 80.86平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分5分の3  
共有者 B 持分5分の2

2 所 在 京都府城陽市市辺五島59番地9  
家屋 番号 59番9  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 48.39平方メートル  
2階 25.92平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分5分の3  
共有者 B 持分5分の2

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
<b>土 地</b>	物件1		
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件 ) <input type="checkbox"/> (物件 )		
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>		
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	<input checked="" type="checkbox"/> 「その他の事項」のとおり		
<b>建 物</b>	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる( <input type="checkbox"/> 主である建物 <input type="checkbox"/> 附属建物)		
	<input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:		
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> <span style="font-size: 1.5em; vertical-align: middle;">種類:</span> <span style="font-size: 1.5em; vertical-align: middle;">構造:</span> <span style="font-size: 1.5em; vertical-align: middle;">床面積:</span>		
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を居宅(空き家)として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	<input checked="" type="checkbox"/> 「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;">           地方裁判所            保管開始日         </span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;">令和 年</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;">支部</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;">令和 年</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;">( )第 月 日</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;">号</span>		
土地建物の位置関係	<input checked="" type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## その他の事項

### 目的物件の状況

#### 1 別添写真のとおり

#### 2 物件1土地の状況

##### (1) 形状・面積

物件1土地は、概ね四角形の土地である。

現地概測の結果、公図、地積測量図の形状、登記上の面積と概ね一致した。

##### (2) 占有の徴憑

郵便受けに亡Aの氏が記されている。

##### (3) 利用状況

物件2建物の敷地として利用されている。物件1土地上に物件2建物以外の建物は存在しない。

南東角の部分には動産が置かれている。

##### (4) 道路接面状況

南側で私道（建築基準法42条1項5号該当）に接面する。

#### 3 物件2建物の状況

##### (1) 形状・面積

現地概測の結果、建物図面の形状、登記上の床面積と概ね一致した。

##### (2) 使用状況

空き家である。電気メーターは無計量であり、プロパンガスボンベは取り外されている。

若干の家財道具が残されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 執行官の意見

- 1 目的物件に第三者の占有は認められない。
- 2 複数人に対する近隣調査の結果、亡Aの死後、人の出入りはないとのことである。
- 3 立入調査、近隣調査の結果、2ページ記載のとおり認定した。

## 調査の経過

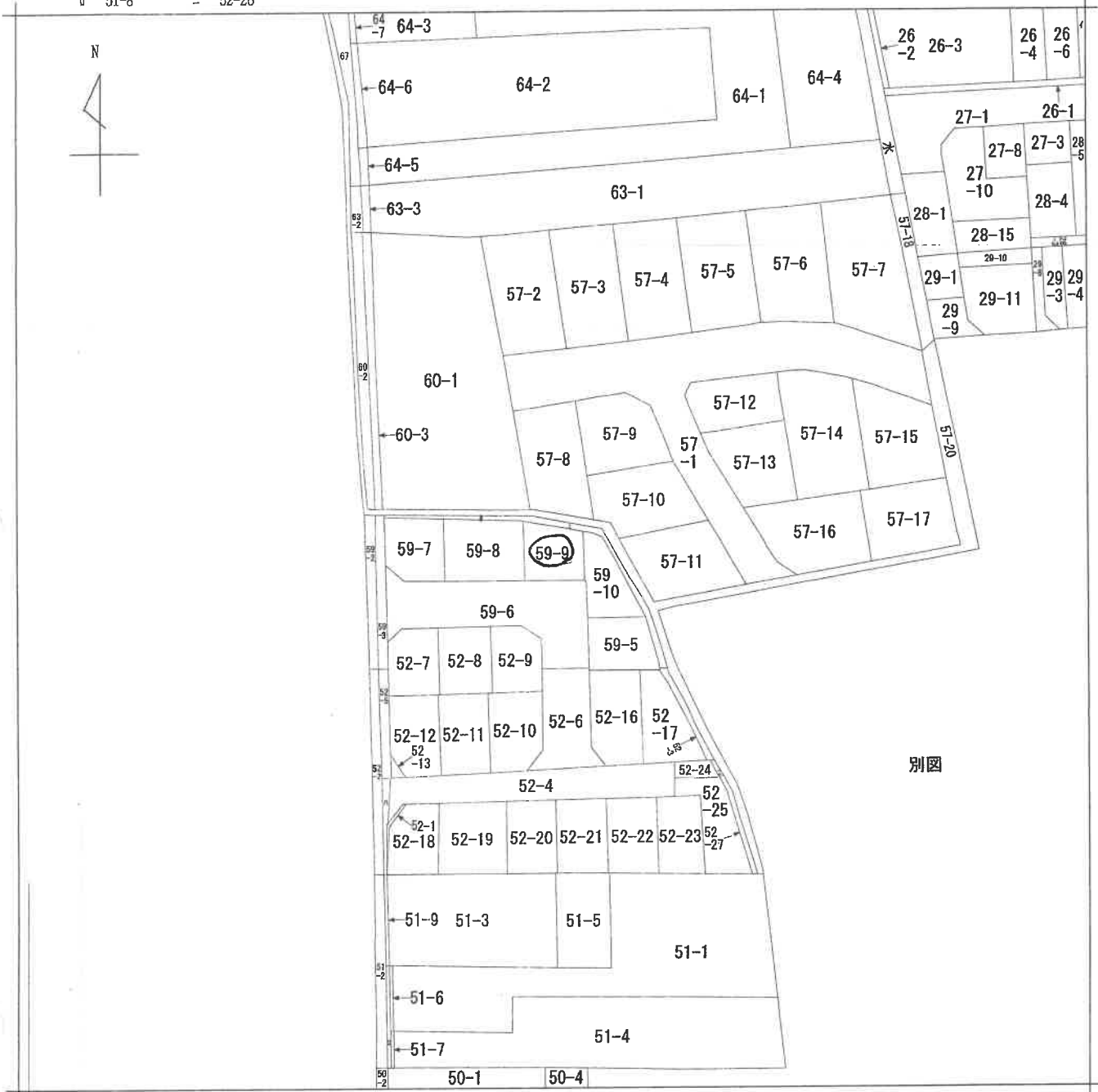
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
5年12月22日 10:00-10:10	物件所在地	外部調査、写真撮影
6年1月19日 12:20-13:00	物件所在地	立入調査、近隣調査、写真撮影
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

## (特記事項)

- 令和 年 月 日  
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- 令和 6年 1月19日  
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- 令和 年 月 日  
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

イ 26-7    ハ 52-14    ホ 59-4  
 □ 51-8    ニ 52-26



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	城陽市市辺五島		地番	59番9		
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年6月23日  
 京都地方法務局宇治支局  
 登記官

請求番号：24-8  
 (1/1)

5 ページ

(35号D線)

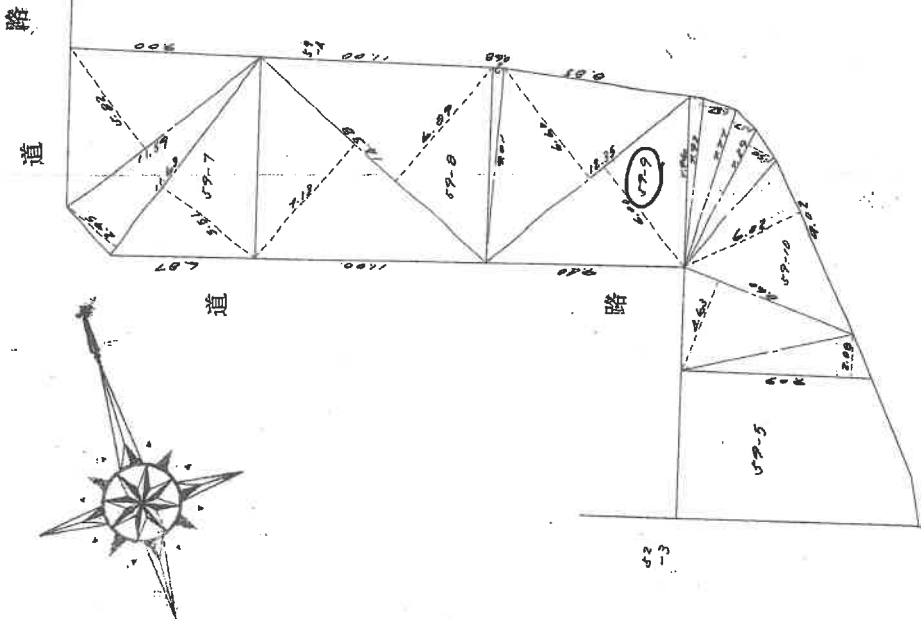
59-5

地積測量図

土地所 番地577

地番 57-7 ~ 57-10

土地の所在 京都府城陽市大字市辺小字五島



57-7	$11.57 \times 1.82 = 21.06$	$4.58 \times (2.25 + 4.15) = 13.54$	$\frac{1}{2} 0.23218 \text{ m}^2$
57-8	$4.38 \times (2.15 + 6.09) \times \frac{1}{2} = 16.80$	$2.01 \times 1.68 = 3.38$	$1.57 \times 1.00 = 1.57$
57-9	$2.22 \times 1.57 = 3.48$	$2.27 \times 1.17 = 2.65$	$2.02 \times 6.02 = 12.14$
57-10	$2.27 \times 1.50 = 3.41$	$2.02 \times 4.63 = 9.36$	$2.09 \times 2.08 = 4.35$
			$151.079$
			$\frac{1}{2} 75.5395 \text{ m}^2$

57-5  
 $412.034 + (2.7218 + 100.6008 + 80.8684 + 75.5289) = 71.916 \text{ m}^2$

作製者 [Redacted]

申請人 [Redacted]

縮尺 1/250

測(4年 4月24日作製)

登記年月日：昭和54年4月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 令和5年6月23日 京都府法務局宇治支局 登記官

登記年月日：昭和54年8月27日

0027374

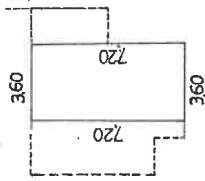
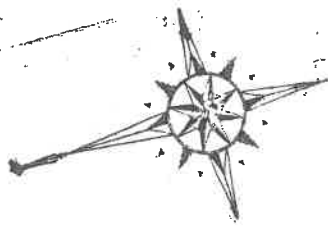
# 各階平面図

家屋番号 59番9

建物の所在 京都府城陽市大字市辺小学五島59番地9

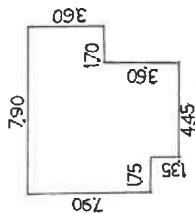
# 建物図面

54.8.27



2階

7.20 X 3.60 = 25.9200 m<sup>2</sup>



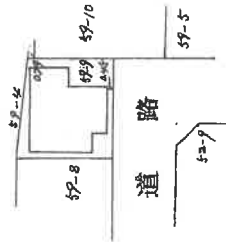
1階

3.60 X 7.90 = 28.4400

2.25 X 6.20 = 13.9500

1.35 X 4.45 = 6.0075

48.3975m<sup>2</sup>



(多分2層)

A4判に縮小

作製者

申請人

縮尺 1/500

縮尺 1/250

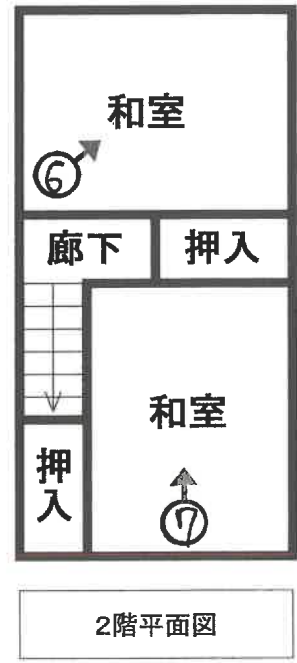
年 8月25日作製

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和5年6月23日 京都府地方行政局登記部

登記官

# 建物見取図

凡例  写真撮影位置方向



## 道路







1



2



3



4



5



6

7



12ページ

令和 5 年 (ケ) 第 104 号

令和 6 年 1 月 19 日 現地調査  
令和 6 年 1 月 22 日 評価

京都地方裁判所 御中

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士

岩 崎 陽

## 第1 評価額

一 括 価 格			
		金	3,280,000 円
内 訳 価 格			
物件1 (土地)	金	1,280,000 円	
物件2 (建物)	金	2,000,000 円	

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	「物件目録記載のとおり」	「同左」
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	「物件目録記載のとおり」	「同左」
番号	特 記 事 項		
	・特になし		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1 )

位置・交通	JR奈良線「山城青谷」駅の東方・道路距離約 300 m (付属資料「位置図」参照)	
付近の状況	中小規模一般住宅が多い住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60 % 200 % 準防火地域 第3種高度地区
画地条件	間口 約9.4 m, 奥行約 9.3 mの 概長方形地 第 4 図のとおり	
接面道路の状況	南側幅員約 6 mの 私道 に 等高 に接する。 (建築基準法第 42条 1項 5号道路 )	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供給処理施設	上水道: あり ガス配管: なし (プロパンガス使用) 下水道: あり  (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特記事項	・特になし	



2 建物の概況及び利用状況 (物件 2 )

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 (登記記載): 昭和54年8月10日 新築 経過年数 : 約 44 年 経済的残存耐用年数 : 経済的耐用年数はほぼ満了している。
仕 様	構造 : 木造 屋根 : 瓦葺 外壁 : 吹付け 等 内壁 : クロス 等 天井 : クロス、板貼り 等 床 : 畳、板間 等 設備 : 電気, ガス, 給排水設備
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途: 居宅 間取り: (付属資料「建物配置図・見取図」のとおり)
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	・室内は残置物が散乱している。

## 第5 評価額算出の過程

### 1 積算価格の試算

#### [1] 基礎となる価格

##### (1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	64,200	1.03	80.86	0.95	5,080,000

(万円未満四捨五入)

#### ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 城陽 -4

公示価格(円/㎡) 66,800 × 時点修正 100/100 × 標準化補正 100/102 × 地域格差 100/102 = 標準画地価格(円/㎡) 64,200

◇ 時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： 方位等 (1.02)

◇ 地域格差： 街路条件 100/100 × 接近条件 100/97 × 環境条件 100/105 × 行政条件 100/100 = 格差率 100/102

イ 個別格差： 方位等 (1.03)

ウ 地積： 登記数量による

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

##### (2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
2	180,000	74.31	0.01	130,000
計				130,000

#### ウ 現価率

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して対象建物の現価率を査定するものであるが、対象建物は既に経済的耐用年数を経過している。

よって、現価率 0.01 と査定する。

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。なお、本件は賃貸を想定することが困難な物件であるので、収益還元法は適用しない

### ① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格(円)
	ア	イ		ア×イ (万円未満四捨五入)
1	5,080,000	60%	法定地上権	3,050,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を60%と査定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格(円)	土地利用権等価格の控除及び加算(円)	占有減価修正	市場性修正	競売市場修正	評価額(円) (万円未満四捨五入)
	ア	イ	ウ	エ	オ	(ア±イ)×ウ×エ×オ
1	5,080,000	-3,050,000	/	90%	70%	1,280,000
2	130,000	+3,050,000	100%	90%	70%	2,000,000
一括価格(合計)						3,280,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要がない。

エ 市場性修正： 物件2(建物)につき、保守管理の状態が劣り、室内に残置物が散乱している点等を考慮した。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 地価公示標準地 ( 城陽-4 )  
所 在 : 城陽市市辺柿木原130番5  
価 格 : 66,800 円/m<sup>2</sup>  
位 置 : JR奈良線「山城青谷」駅の南東方, 道路距離約 550 m  
価 格 時 点 : 令和5年1月1日  
地 積 : 101 m<sup>2</sup>  
供給処理施設 : 水道, 下水有  
接 面 街 路 : 東方 6.0 m 市道  
用途指定等 : 第1種住居地域 (建ぺい率 60 %, 容積率 200 %)  
準防火地域  
地 域 の 概 要 : 小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

- 2 固定資産税評価額 (令和 5 年度)  
物件1(土地): 3,804,058 円  
物件2(建物): 1,160,347 円

## 第7 付属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 付 近 地 図

以上

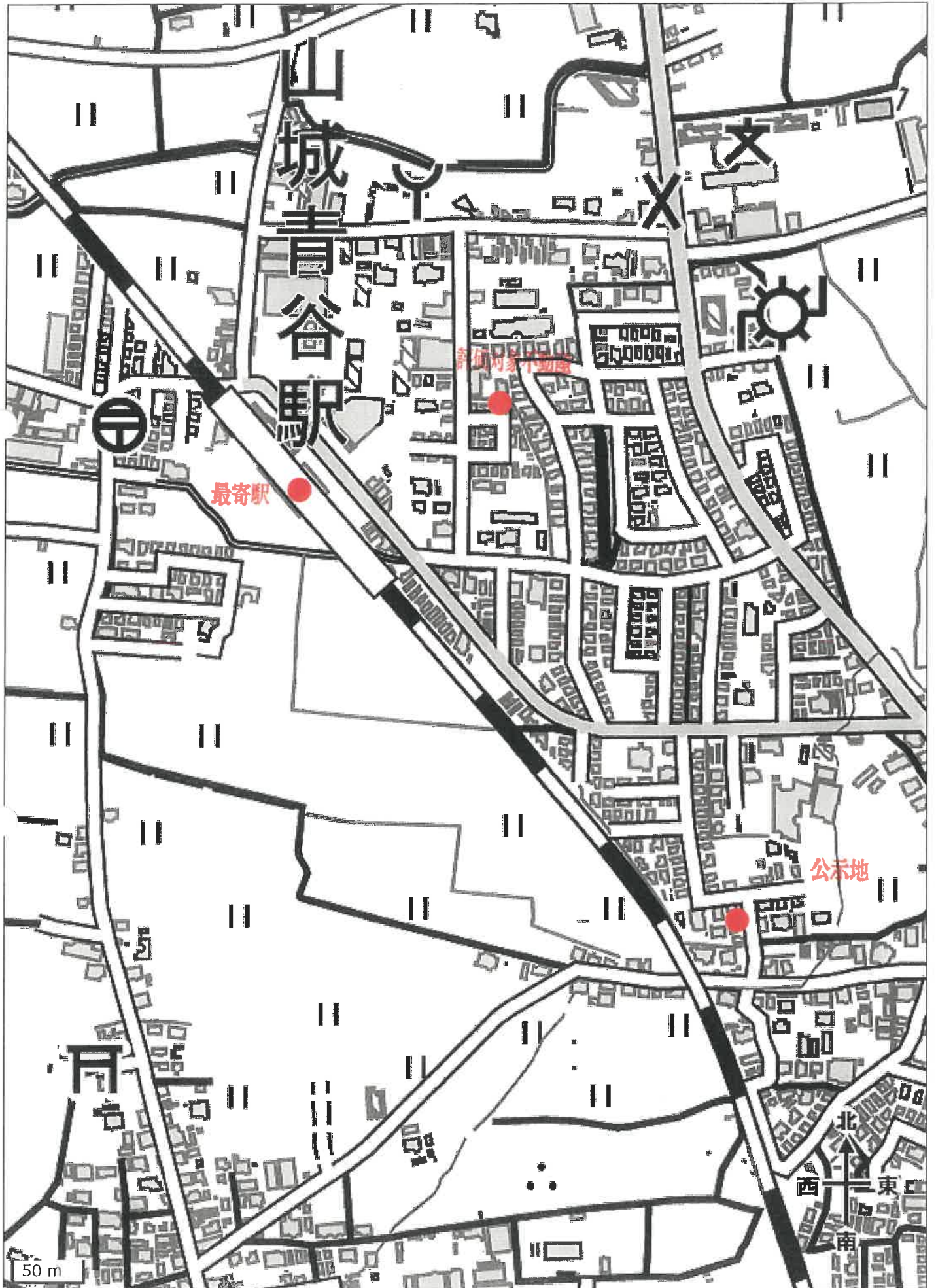
## 物 件 目 録

1 所 在 京都府城陽市市辺五島  
地 番 59番9  
地 目 宅地  
地 積 80.86平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分5分の3  
共有者 B 持分5分の2

2 所 在 京都府城陽市市辺五島59番地9  
家屋 番号 59番9  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 48.39平方メートル  
2階 25.92平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分5分の3  
共有者 B 持分5分の2





青谷駅

城陽市消防署青谷消防分署

城陽警察

評価対象不動産

北  
南  
東  
西

30 m